

第5回  
環境社会配慮ガイドライン改定に関する  
諮問委員会

日時 2020年12月8日（火）14:02～16:48

場所 JICA本部 1階113会議室およびオンライン会議

（独）国際協力機構

## 諮問委員

石田 康典	経済産業省 貿易経済協力局 通商金融課 資金協力室 室長
織田 由紀子	JAWW（日本女性監視機構） 副代表
木口 由香	特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ 事務局長／理事
黒木 浩則	株式会社 オリエンタルコンサルタンツグローバル 道路交通事業部道路計画部 次長
近藤 嘉智	財務省 国際局開発政策課 開発企画官
杉田 哲哉	三菱商事株式会社 地域開発部 経済協力チーム チームリーダー
杉本 留三	環境省 地球環境局国際連携課 国際協力・環境インフラ戦略室 室長
鈴木 克徳	特定非営利活動法人 持続可能な開発のための教育推進会議（ESD-J）理事
田辺 有輝	特定非営利活動法人 「環境・持続社会」研究センター （JACSES）プログラム・ディレクター
原嶋 洋平※	拓殖大学 国際学部 教授
日比 保史	一般社団法人 コンサベーション・インターナショナル・ジャパン代表理事
三宅 且仁	一般社団法人 海外建設協会(OCAJI) 常務理事
村山 武彦※	東京工業大学 環境・社会理工学院 教授
持田 憲一	三井物産株式会社 プロジェクト本部 本部長補佐
八木 浩治※	外務省 国際協力局 事業管理室 室長
山谷 清志	同志社大学 政策学部・大学院総合政策科学研究科 教授 日本評価学会 会長

（敬称略、五十音順） ※会議室参加

## JICA

安藤 直樹	企画部 部長
折田 朋美	企画部 参事役
岡田 篤	企画部 総合企画課
工藤 智春	企画部 業務企画第二課 企画役
谷口 光太郎	地球環境部 気候変動対策室 副室長
大竹 智治	審査部 部長
中曾根 慎良	審査部 次長
加藤 健	審査部 環境社会配慮審査課 課長
小島 岳晴	審査部 環境社会配慮監理課 課長
古賀 藍	審査部 環境社会配慮審査課兼監理課
加藤 めぐみ	審査部 環境社会配慮監理課

○折田 では、お時間も過ぎておりますので、第5回JICA環境社会配慮ガイドラインの改定に関する諮問委員会を開催させていただければと存じます。

師走のお忙しい中、本日もご参加、ありがとうございます。事務局から、2点リマインドをさせていただければと思います。まず1点目ですが、今回も逐語で議事録を作成していること、また、オンラインのご参加をいただいていることから、ご発言の前にはお名前とご所属について添えていただければ幸いです。

それから、2点目につきまして、空調の入れ替えの関係もあり、1時間に1度休憩を取りながら進めたいと思います。

では、本日も原嶋座長、よろしく願いいたします。

○原嶋座長 音声、入っていますでしょうか。原嶋でございます。

それでは、第5回のJICA環境社会配慮ガイドラインの改定に関する諮問委員会を開催させていただきます。よろしくお願いいたします。

本日は、13名の委員がオンラインでのご参加でございます。あと私を含めて3名が会議室からの参加ということになっております。さらに、お二方が傍聴者ということでご参加をいただいております。この建物の別室で傍聴をいただいております。

それでは、今お手元に議事次第が配られていると思いますので、早速、議事次第に従いまして進行させていただきたいと思います。まず、一つ目が前回の振り返りということで、事務局からよろしくお願いいたします。

○岡田 企画部の岡田です。

私のほうから、まず前回の振り返りということで、異議申立に関するところをご紹介、ご説明させていただきます。

まず、前回の委員会で宿題としていただいております、委員の皆様からいただきました異議申立に関するご意見書の一覧表と、異議申立のご意見提出用紙につきましては、メールにて送付させていただいているとおりで。また、その後、メールでもご案内のとおり、11月26日よりホームページにてご意見書提出の旨を公開させていただいております。当初、ミャンマー語の意見提出書の文字化け、また、英文ウェブページにおける連絡先の誤記がありまして、修正いたしました。お詫び申し上げます。締切りは12月25日とさせていただいておりますが、それ以降に受領した意見・評価につきましても、可能な限り見直しに反映させていただきたいと考えております。

また、JANIC様にもご相談させていただきまして、NGO団体の皆様にもご案内をさせていただいております。

なお、本日時点では意見・評価はまだ寄せられてはおりませんが、国際NGOのaccountability counselより、意見・評価の検討に基づいて見直しを行った手続要項のドラフトについて、パブリックコメントを行うのかという照会がありまして、パブリックコメントを予定している旨、回答しております。

また、明確には今回の宿題という形ではありませんでしたが、鈴木委員より異議申立件数に関していくつかご発言いただいております。当方で調べたところをご報告をさせていただきます。鈴木委員からは、他機関の申立件数について、年間100件程度とご発言ありましたが、現在、調査し

ているところ、確かに国際機関などではJICAより件数は多くなっておりますが、最近の実績を調べたところでも年間平均10件程度でしたので、100件規模の申立というのは10年以上の累計件数ではないかと思われれます。例えば世界銀行ですと2020年度はこれまでに最も多く13件、ADBでも2018年の異議申立件数は3件でした。もし当方の見解に誤りがありましたら、今後の調査にも反映してまいりたいと思いますので、ご指摘等いただけますと幸いです。

私からは以上です。

続けて、審査部の加藤よりお願いします。

○加藤 JICA審査部、加藤です。

今ご説明申し上げた点以外の大きなコメントとしまして、環境社会配慮ガイドライン全体のフレームワークと、事業実施に係るその他の関連文書との関連性を、業務の流れとともにご説明するという点がございまして、これは次のテーマに移ったところで、冒頭、簡単に資料を用いてご説明をしたいと思います。

以上です。

○原嶋座長 それでは、今、いくつかご説明ありましたけれども、それに対してご意見、あるいは、質問等ございましたら頂戴したいと思います。

まず、木口委員、聞こえますか。お願いします。

○木口委員 木口です。

異議申立の件でコメントさせていただきたいんですが、別途メールでJICAの皆さんにご連絡さしあげていたんですけれども、ミャンマー語と、それからポルトガル語は……ミャンマーと、それからモザンビークで異議申立の調査もありましたので、ご配慮いただいてその翻訳版、フォームの翻訳版を作られていらっしゃる状態です。ですが、そのフォームだけで英語と日本語だけでホームページで紹介されているということで、なかなかその言語を使っている方にアクセスが難しいのではないかとということで、もう少し何らかの形で広報していただけないかというご相談をしています。

現状、その適切な媒体がないということで、難しいというお返事をいただいているんですけれども、ミャンマー語に関しては現地向けにフェイスブックページ等もありますし、何かもう少しその言語を使っている方にアクセスできるような方法でお知らせをするということは可能なのではないかとこのように考えております。

といいますのも、やはりこういった制度があるということを広く、JICAに関心のある方々にも知ってもらえるいい機会なのではないかと思っておりますし、JICAの事業に異議を申立するというものではありませんけれども、こういった形できちんと人権や環境に配慮してJICAは事業を行っているという査証になりますので、もう少し積極的に広報していただけないかと思っている次第です。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。コメントとして頂戴いたします。

ほかのご発言ありましたら、サインをお願いします。

私から1点。先ほどの世界銀行の異議申立の件ですけれども、これまで申立があったものと調査に入ったものというのはちょっと違うと思うんですけれども、その内訳みたいなものはわかっているのでしょうか。

○岡田 全て込みで、先ほどの、前年度だと13件になっております。

○原嶋座長 申立があったものが13件、その中で本格的に調査に入るものはまた何分の1かだと思うんですが。

○岡田 おっしゃるとおりです。

○原嶋座長 わかりました。

ほかにございますでしょうか。会議室のご参加の委員の皆様、よろしいでしょうか。

それでは、一応、前回の振り返りということで締めくくりさせていただきまして、前回ご質問のあった件も含めて、今回JICAのほうでこれまでの包括的な検討、そして、それに対する助言、さらに、諮問委員の皆様からのご意見を踏まえて、それに対するJICAのレスポンスといいますか、考えている方針について今回資料という形でご提出をいただいております。

これまで8項目のテーマに分けて議論を進めてまいりました。今回は、8項目のうち4項目につきまして、JICAの所見といいますか方針をお示しいただいておりますので、本日はその方針のご説明をいただきながら、ご意見を頂戴していくという段取りを考えております。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、今お手元に環境社会配慮ガイドライン改定に向けたJICAの方針（案）というものがございまして、この資料に基づいて事務局から順次ご説明をいただいて、それを基にご意見を頂戴してまいりますので、先ほどの件も含めまして審査部の加藤さんのほうから、まず、8個の項目のうち一つ目、理念に関わるのところと、二つ目の対象事業に関わるのところ、この二つについて通してご説明を頂戴したいと思います。ページとしては、1ページ目から11ページの真ん中までが前半部分になります。

それでは、よろしくお願ひします。

○加藤 JICA審査部の加藤です。

今回、環境社会配慮ガイドライン改定に向けたJICAの方針案ということで、まず、テーマ①と②の部分についてご説明を申し上げたいと思いますが、その前に先ほど少し申し上げましたとおり、全体像についてのご意見もいただいておりますので、そこを最初にご説明をさせていただきたいと思います。

前回の意見交換の場におきましても、山谷委員、また鈴木委員からも全体の評価の枠組み、審査の枠組みについてのご質問もいただいておりますし、また、八木委員からも環境ガイドラインの枠組みとそれ以外の大きな関連文書との関連性を含めて、全体像が把握できるような説明のご要望を受けたかと思ひます。今、画面に映しております資料で簡単にまずはそのあたりをご説明させていただきます。

次のページをお願いいたします。まず、環境社会配慮ガイドラインの全体の枠組みでございまして。今回の説明の方針案にも、ガイドライン以外にもFAQという名前もございまして、ガイドライン自体のフレームを今一度ご説明申し上げたいと思ひますけれども、この青いところの中には、ガイドラインの目次をずらっと書いてございまして。大枠のフレームとして、まず冒頭で基本的事項として理念またはJICAの責務、相手国に求める要件、また対象とする協力事業、そういったものを述べております。

続きまして、JICAの責務と手続という形で、JICAは何々をするというような形の書きぶりが多くなりますけれども、実際の環境社会配慮のプロセスをどのように進めるかというところ、そして、

それぞれの個別のスキームに応じた手続をⅢのところでも記しているという構成でございます。

そして、3つ目として相手国に求める要件ということで、別紙1、2において特に相手国に求める要件として、こういった項目が評価文書等に含まれる必要があるというところを書いています。また、別紙3は、カテゴリ分類に当たって、主に考慮される事項が列挙されているものです。

そして最後に参考資料でございますが、実際のカテゴリ分類に用いられるスクリーニング様式が別紙4にございまして、また、チェックリストにおいてどのような項目を入れ込むかということも、大きなフレームとして別紙5にございます。また、実施段階に至りましてモニタリングを行う項目が別紙6にあります。その後には、個別のセクターの配慮の視点が参考資料としてさらに続いているというところでございます。

そして、右側をご覧くださいまして、FAQでございます。「環境社会配慮ガイドラインに関するよくある問答集」ということで、ガイドラインについてよく寄せられる質問に、その回答を示すとともに、運用面でガイドラインを補完する解説書のような位置づけでFAQを用いているというところでございます。

続きまして、その次のスライドに移りたいと思います。環境社会配慮の手続が、全体の案件形成から実施管理に至るまでの中で、どのような位置づけにあるかというところでございます。こちらは、まさに八木委員からコメントをいただきました、JICA事業の関連文書、そして、その中で環境社会配慮ガイドラインの位置づけという点の概要を示しています。青い矢印のところでございますが、上から下に、援助の戦略段階から実施段階にかけて業務が流れていくというようにご覧いただければと思います。

その中で、詳細なご説明は割愛しますが、個別案件の検討時における審査項目として、中央に書いていますとおり、環境社会配慮の環境レビューのプロセスが入っています。そしてさらに、その下に参りまして、実施管理の段階で審査段階で立案された環境社会配慮の対策の実施をモニタリングするという枠組みになっております。この一連の環境社会配慮のプロセスで環境社会配慮ガイドラインを使用しているという位置づけとなります。

続きまして、その次のスライドをご覧ください。これは山谷委員からもご質問をいただきました、全体の環境ガイドラインの運用に関する評価がどのような形になって今回の諮問委員会の議論に至っているかという点につきまして、入り口のところでまず大枠の業績評価について触れさせていただきたいと思います。

JICAは、独立行政法人として監督官庁である外務省から業務実績評価というものを受けておりまして、その中で環境社会配慮の項目が設けられております。この図の中にありますとおり、2017年度から2021年度の第4期、中期目標期間でございますけれども、その中の項目には15番として開発協力の適正性の確保というところがございます。この中に女性のエンパワーメント、ジェンダー平等推進、不正腐敗防止と並びまして環境社会配慮が含まれております。

下の表をご覧くださいまして主務大臣の評価ということで、環境社会配慮、それ以外の項目も含めて2019年度はB評価、2018年度はA、2017年度はBということで、下にAとBの定義が書いてありますけれども、Bは基本的に所期の目標を達成している、そして、それを上回る成果を達成している場合にAということで、ここをご覧くださいまして、安定的に適切な環境社会配慮を行っているという評価を、主務大臣による評価でもいただいています。

これが大枠の評価の状況でございますが、加えて、今回、環境社会配慮ガイドラインのこの10年間の運用に関するレビュー調査を行ってきましたところ、この調査でどのように課題を絞り込んできたかというところを、いま一度次のスライドでおさらいしたいと思います。

ご存じのとおり、2018年2月から1月にかけて2年間に亘ってレビュー調査を、100件抽出をして行ってまいりました。その中で33の論点が抽出をされました。これを大きく8のテーマに分けて、その後の、右側の包括的検討につなげ、33の論点を一つ一つ8つのテーマ分けて議論をいたしました。その結果として、皆様にもご説明を申し上げた67の助言が出てきています。

続きまして、次のページでございますが、改定の論点、8つの分野というのはこれからご説明をします理念、気候変動、対象事業、情報公開に始まりまして、網羅的に助言をいただいております。こういったプロセスを経て、現在、67の助言が出てまいりまして、そして、今回、諮問委員の皆様には67の助言も踏まえながら、201件のご意見をいただきました。つきましては、そこで絞り込まれている課題・ご指摘につきまして、今回、JICAとしての方針をお示するという流れになっています。

以上が全体像のご説明でございまして、配布いたしました資料、環境社会配慮ガイドライン改定に向けたJICA方針（案）の紙に移らせていただきたいと思っております。

1ページ目で、全体のご意見を複数いただいておりますところ、これらご意見に対するJICAの方針を、まず冒頭述べさせていただきます。多くのご指摘をいただいておりますので、これを全体の改定の中で参考にしながら改定を進めていきたいと思っておりますけれども、大きな基本方針としましては、村山委員からもご指摘をいただいておりますけれども、ガイドラインは改定後10年間の運用を想定しておりますので、基本原則を主に扱うものと位置づけたいと思っております。

続いて、先ほどご説明しましたFAQにおいて、このガイドラインの基本原則を運用面で補完する説明内容を記載する、そういう組み立てで対応したいと思っております。その他、細かく運用で勘案する事項は、これまで同様に内部用資料等で取り扱っていくという考えです。

また、改定に当たっては、質の高い環境社会配慮というところを念頭に置きつつ、迅速化の要請にも対処するという、バランスの取れた視点で改定を行いたいと考えております。ここは持田委員からもご指摘をいただいているところでございます。

テーマ①に入りたいと思っております。次のページでございますけれども、テーマの「①理念、気候変動」のところでございます。最初の理念のところは、皆様から多くのコメントをいただいております。そういったご意見を大きく総括をしまして、私どものご提案としては、「序」の中でまず国際社会の取り組みとして「SDGs」、また、「パリ協定に基づく脱炭素社会構築」、そういったところを言及し、「序」に今も示されている「持続可能な開発の促進」という点も、並び立つ柱としてあわせて言及したいと考えております。

それを受けて「理念」でございますけれども、国際潮流を「序」で触れておりますので、これに触れつつ、その下での開発協力大綱、政府の方針というところに触れてまいりたいと思っております。そして、「質の高い成長」における重要なファクターの中で「環境との調和」、「経済社会への持続成長」、「地球温暖化対策」というところを含めてまいりまして、そして、質の高いインフラ投資の推進という観点で、「インフラ投資への環境配慮、社会配慮の統合」に言及するというような形で、大きく国際潮流から政府の方針を踏まえて、このガイドラインがそうした理念の基につくられ

ているということ表現したいと思っております。

また、ミティゲーション・ヒエラルキーの考え方ということで、これは現行のガイドラインの中でも1.4の基本方針でも回避・最小化という考え方を示しておりますし、また、環境レビューの3.2.1においても、既にその考え方を述べているところがございますが、いま一度、このミティゲーション・ヒエラルキーの考え方を基本方針に記載するという方を方針としたいと思っております。

理由、考え方のところは、今述べましたとおりのところがございます。日本政府の方針に沿って適切な環境社会配慮を行うという考え方を明確にするというものでございます。

二つ目の点は、皆様にご理解いただきたい点としてご説明をしたいと思っておりますけれども、個別事業の上位の政策との整合性という点は、案件の形成の入り口のところで日本政府、JICAで確認をされているというものでございますので、ガイドラインは、そのスクリーニングを経て、個別事業の検討段階において環境社会配慮に関する具体的な責務と手続、相手国に求める要件を示すものとして取り扱いたいと考えております。

また、審査の全体の枠組みを先ほどご説明しましたが、公開されている事前評価表にも示されているとおり、JICAの審査では多面的な検討がなされておりました。環境社会配慮ガイドラインは、その一つのプロセスとしての環境社会配慮の部分で活用されるというものでございますので、審査プロセスの見直し全体を行うということは、今回のガイドラインの改定では想定をしております。

また最後の点は、10年間を見据えた基本原則を扱うという、冒頭のところで述べたとおりでございます。

引き続きまして、次のページに参りまして、大きく開発協力大綱で言及された女性、そして、社会的に脆弱な立場にある地域住民等の開発への参画の確保というところの方針でございます。ガイドラインの理念では、このような開発協力大綱でうたわれる大きな方針を反映したいというふうに考えておりました。助言②でもいただいております女性、社会的弱者を含む多様な関係者の参画を重視するということに記載するとともに、ジェンダー平等を理念に追記するということ想定しております。

また、ガイドラインでは、現行のガイドラインに書いてございますとおり、国際人権規約をはじめとする国際的に確立した人権基準の尊重を維持する想定でございます。

なお、ガイドラインは、環境や社会に受け入れることができないような負の影響をもたらすことがないということ、基本的にはガイドラインでは個別事業におけるジェンダー平等に関する負の影響を排除するという、ジェンダー主流化の推進という側面は、ガイドラインとは別に、JICAの優先課題として、全事業のあらゆる段階でジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進が行われているという、その切り分けをご理解いただければというふうに思います。

続きまして、助言3のところ、先ほど申し上げましたとおりミティゲーション・ヒエラルキーの考え方を記載するという、GHGの排出の取り扱いは後ほどご説明をいたします。

引き続きまして、4ページ目でございます。助言4のところ、自然環境を次世代、さらに次の世代に引き継ぐ視点、また、仙台防災枠組・レジリエンスの視点、これを理念に記載すべきというところがご意見をいただいております。これは、「序」のSDGs、持続可能な開発、気候変動対策の記載に包含されているものとして捉えたいと考えております。



また、具体的な個別プロジェクトにおいて、今、述べましたような視点をどのように盛り込むかということは明確に関係性を示すことができないので、具体的に言及することはしないというように考えております。

続きまして、助言5でございます。石炭火力発電への支援のところでございますが、私どもの方針としてはこれをガイドラインに記載しないと整理しています。また、杉本委員からも脱炭素移行に向けた選択肢を示していること、また、炭素移行に向けて逆行していないかどうか等の検討が必要ということで、検討の必要性についてガイドラインにも記載する必要があるというところも、ご指摘をいただいておりますけれども、気候変動対策につきましては、「序」に国際社会の取り組みを記載しまして、また、理念において日本政府の方針に沿って脱炭素移行へ貢献するということを明確に記載することで対応したいと考えております。

続きまして、GHG排出量の推計に係る助言6のところでございます。ここにつきましては引き続き検討を進めておりました、一定規模を超えるGHG総排出量が含まれる事業で、実施前にこの総排出量を推計することは可能かというところを、今検討しているところでございます。仮に、推計可能というところであれば、具体的な対象事業、推計方法等を検討するというところとしたいと思っております。これは引き続き検討課題でございます。

続きまして、その次の助言7のところでございます。ここは、個別事業の環境社会配慮において相手国全体もしくは国際社会全体の排出削減の動きへの貢献等が検証されるべきという視点でございますけれども、JICAとしましては個別事業と国ごとの気候変動政策の整合性というものは、ガイドラインとは別の枠組みで、プロジェクトの形成の一環として確認をするところでありたいと考えております。具体的には、先ほど申し上げましたとおり、この個別事業と上位のこういった政策との整合性というものは、ガイドラインに基づく検討の前に別途、日本政府、JICAで確認されているものでございますので、ガイドラインでは個別事業の環境社会配慮に絞って責務と手続、相手国に求める要件を規定するという整理としたいと考えております。

続きまして、助言8でございます。GHG排出量削減のための代替案の分析についての方向性でございます。GHG排出量削減の代替案分析については、段階に応じて対応が異なると考えておりました、マスタープラン段階の代替案検討は、GHG総排出量削減のための代替案の分析を行うということで考えております。他方、そこから絞り込まれた個別事業の形成段階では、GHG排出量の大きい事業セクターについて、同一セクター、同一規模で利用可能な最良技術の採用等を勘案しながら行うというようにしたいと考えておりました、それに当たっては技術的、財政的、環境的に実現可能で費用対効果のある代替案の検討、現実的なものを検討するということを想定しております。

続きまして、助言9、構造物の設計・建設における気候変動の考慮というところでございます。構造物の安全性への配慮というものはガイドラインの対象とはせずに、計画策定・設計の一環として取り扱っているものでありますので、この現行の対応を引き続き維持するものと考えております。また、三宅委員からもご指摘をいただいておりますけれども、それでも起こる想定外の気象条件による構造物の破壊というものは、相当程度のいろいろな仮定や、また、それに伴う多大な誤差、曖昧さを有しますので、技術的に信頼性に劣る手法になると思われることから、ここは相手国への注意喚起にとどめるものと考えております。

次のところに参りまして、テーマ②の「対象事業、情報公開」のところに移らせていただきたい

というふうに思います。

ガイドラインの適用対象事業につきましては、これまでの記載に代えて有償資金協力、無償資金協力、開発計画調査型技術協力、技術協力プロジェクト、ここまでは書き方がこれまでと同じですけれども、下線部にありますとおり、「5」これに類する事業や関連する調査」という書き方を追記することとしたいと思っております。この5)に何が入るかというところは、FAQで規定するということを想定しております。また、現行のガイドラインで言及を併せてしております、「外務省が自ら行う無償資金協力について、JICAが行う事前の調査」というものは、この5)の調査に含まれるという取り扱いとしたいと思っております。また、新たなスキームが創設された場合には、個別スキームの特徴から、そのガイドラインの適否を都度検討して、その内容をFAQで示すということを想定しております。

また、包括的な検討の助言でもいただきましたが、中小企業・SDGsビジネス支援事業につきましては、これまでと同様に案件化調査と普及・実証ビジネス化事業はガイドラインの適用対象ということで、FAQにその旨を記載します。甚大な環境影響を生じる案件を採択しないというところは、これまでも同じですけれども、募集要項等で引き続き提案企業へ周知を継続したいというように考えております。

続きまして、新しいスキームとして入ってきておりますGreen Climate Fundの受託事業でございますが、JICAガイドラインの適用対象としていくという方針でございます。これは、一方で、Green Climate Fundのプロセスにも沿う必要がございます。それ以外の受託事業でございますけれども、受託元の制度に基づいて適切な環境社会配慮に留意しつつ、その特性を踏まえてその都度JICAガイドラインの適用を判断したいと考えております。

新たなスキーム、動向を踏まえて、今後10年を待たずに改定を行うかというところを鈴木委員からも示唆をいただいておりますけれども、「理由、考え方」の二つ目でございますが、10年を待たずにガイドラインの見直しを行うかというところは、コストもございまして、また、相手国にとっての安定的な運用への影響もございまして、現行規定の想定である10年を維持したいと考えております。

引き続きまして、協調融資案件におけるコモンアプローチの取り扱いでございます。これにつきましては、協調融資の際に協調融資先と共通の手続を取るという場合にもJICAガイドラインの遵守を確保して、部分的に共通化できるところから取り組んでいくという方針と考えております。全体としては、環境社会配慮の質の面で他の国際機関等とも足並みがそろっていると考えておりますけれども、例えばJICAでは助言委員会のプロセスのような他の機関にはない特有の手続もございまして、そういったところも共通化するというのは難しいところでございまして、都度調整を行っていくものと考えております。他方で、相手国にとってはいろいろな異なる手続があると負担となるということから、どこを共通化できるかという点は、この基本方針を守りつつ考えていくものと捉えております。

次のページに参りまして、情報の公開、環境レビュー前の公開対象のEIA報告書の公開の取り扱いについてでございます。

助言7でもいただいておりますカテゴリA案件の環境レビュー前のEIA報告書の公開プロセスの扱いということで、JICAとしてはカテゴリA案件のEIA報告書の公開については、相手国政府の承認

版、もしくは承認担当省庁に提出した提出版、ドラフト版とするというようにしたいと考えております。JICAの環境レビューとしては、EIA報告書の承認いかんによらず、ガイドラインに沿って国内基準を満たしているか、また、国際基準に照らして環境社会配慮を確認するというものでございます。また、このEIAの公開については、助言委員会、環境レビュー、そういったものの進捗によらず、速やかに公表をしてステークホルダーの方々に周知をするというところを念頭に置きたいと考えております。また、許認可証明書につきましては、相手国法制度にのっとり取得された段階で取り付けるということをご想定しております。

引き続きまして、公開期間の柔軟化のところでございます。ここにつきましては、JICAの方針としてはカテゴリA案件についての公開期間は120日を維持、ただし、協調融資案件については、協調融資先と公開期間を合致させるという選択肢を取ることを可能にしたいと考えております。また、海外投資については、民間ビジネスの即応性、また、協調融資するファイナンサーとの歩調を合わせるために、公開期間を最低60日とするというようにしたいと考えております。

理由として、こういった公開は、ステークホルダー協議やそれに伴う情報公開で、かなり報告書のドラフト内容が形成の初期から共有されておまして、120日公開の規定の導入当時と比較して、かなり短い期間でも周知ができるのではないかとということ、また、情報伝達技術の発展も踏まえると、この短縮化ということは可能ではないかと考えております。また、協調融資機関間で公開期間の違いがあると、案件の進捗にも大きく影響しますので、その違いを避けるという考えもございます。また、ビジネスものの案件につきましては、ソブリン案件に比べより迅速性が求められるというところも考慮してのご提案でございます。

最後に、このテーマ①、②の最後の部分ですけれども、モニタリング結果の公開でございます。

モニタリング結果の公開につきましては、現行どおり相手国等の了解を前提に公開をするという運用で参りたいと考えております。理由としては、適切なモニタリングを行っていくのに合わせて、そのコストも踏まえながらバランスの取れた対応をとることを考えておりますところ、ほかの世銀、IFC、赤道原則においても、個別事業のモニタリング結果の公開は要件とはされておられません。また、相手国への影響の大きい事項について、相手国の了解なしに要件として追加するというところは、かなり難しいものと考えています。また、公開できない合理的な理由の公表を合わせてするということも、ほかのドナーで実施しているところはなく、かなり対応が難しい部分かなと考えております。一方で、ポジティブなところとしては、近年のカテゴリA案件では公開率も上昇しておりますので、引き続きJICAとして公開を相手に働きかけていくという形で、モニタリング結果の公開を確保していきたいと考えております。

事務局側からの説明は以上でございます。

○原嶋座長 原嶋でございます。どうもありがとうございました。

今、資料について確認ですけれども、冒頭にご説明いただいたパワーポイントの資料については今は委員には配られていなかったですね。この資料について、この会議の公開資料に加えていただいたほうがいいと思いますし、各委員にまた配付していただいたほうがいいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○加藤 直前まで準備をしておりましたけれども、この資料は後ほどメールでも送らせていただきたいと思います。公開資料としての取り扱いをどうするかは、私どもとしては、今日は参考資料と

してお見せする形で良いかと思っておりますけれども、諮問委員の皆様のご意見次第と思えます。

○原嶋座長 わかりました。

それでは、まず、前回いただいたご指摘に対する対応と、テーマ①と②についてのJICAの方針ということでご説明をいただきました。換気の都合もございますので、まず、最初のテーマ①、全体についてということと、あと、冒頭の前回のご指摘事項に対する対応について、ご意見をまず頂戴したいと思っております。

オンラインでご参加の委員、今回はオンラインの方が大多数でございますけれども、まず、ご発言いただきたいと思えます。石田委員、聞こえますか。よろしくお願ひします。

○石田委員 1.3のところの助言6のところでございますけれども、GHG総排出量推計については、その影響についての精査が一定程度必要であると考えていまして、それを踏まえて次回コメントをさせていただきたく思えます。

現時点のコメントは以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。

山谷委員、聞こえますか。よろしくお願ひします。

○山谷委員 私の質問に対して丁寧なご説明、ありがとうございます。私自身はこれで結構でございます。ありがとうございます。

○原嶋座長 ほか、ございますでしょうか。

カンボジアにいらっしゃる黒木委員、聞こえますか。

○黒木委員 説明されているところのPDFを提供いただきたいというところが1点お願ひと、結局、ドラフトEIAの定義というかディフィニッションのところは、はっきりしなかったんですけれども、そのところのコメントというか結論の部分をもう1度、申しわけないですが、教えていただくと幸いです。

○原嶋座長 まず、PDFのファイルを送っていただくということは、ロジの問題でお願いします。

あと、ドラフトファイナルのところは提出版云々という表現がありまして、そこがどういう定義を持って考えるかということですね。9ページですかね。その点、加藤さん、どのように定義を考えているかということです。

○加藤 ご指摘ありがとうございます。

定義としましては、ドラフト版のうち相手の環境当局、承認省庁への提出版を省庁提出版ということで定義をしております。このご説明で不明な点がもしありましたら、ご指摘いただければと思ひます。

○原嶋座長 9ページになりますね。ドラフト版をさらに細かく定義して、省庁への提出版という定義をしておりますけれども、黒木委員、聞こえますでしょうか。

○黒木委員 提出版というところで、助言委員会の一通りの意見を踏まえたものではなくて、コンサルタントと相手側政府と協議しながら進めていって、出せる状態になったものということで、助言委員会の審査の後のものではないという。その辺はまだこれから決められるという感じでしょうか。

○加藤 JICA審査部、加藤です。

その点はJICA方針案の下のほうに書いておりますけれども、承認担当省庁提出版はJICAの助言

委員会、環境レビューの進捗によらず速やかに公表するという事で、承認担当省庁に提出するのは、特段、JICAの審査もしくは助言委員会のレビューを経ているものという条件づけは想定しておりません。

以上です。

○黒木委員 ありがとうございます。オリエンタルコンサルタンツグローバルの黒木です。

その点、承知しました。また、この点、我々コンサルタント業界側にも話をして、次回以降、またコメントさせていただければと思います。

よろしく願います。ありがとうございました。

○原嶋座長 ありがとうございます。

続きまして、持田委員、聞こえますか。よろしく願います。

○持田委員 ありがとうございます。持田です。

ページ4の1.3のGHG排出量の推計に関してなんですが、私、意見させていただいたとおり、サプライチェーン全体における排出量の推計というのは、技術的にも労力的にも困難を伴うため、中長期的な課題であるという、この助言に異論はございません。

先ほどのご説明によると、引き続き、本件については検討されておられるという理解をしたので、これを改めて後日、方針案のご提示があるという理解でよろしいでしょうか。

以上です。

○加藤 JICA審査部、加藤です。

持田委員、ご理解のとおり、次回以降の諮問委員会にて方針を再度ご提示をするということになります。

○持田委員 ありがとうございます。了解しました。

○原嶋座長 続きまして、杉本委員、聞こえますか。よろしく願います。

○杉本委員 ありがとうございます。

いくつかJICA方針としてご提示いただいたところを、まず確認をさせていただければと思います。まず、ガイドラインということで、冒頭の気候変動分野を含めて序文のところ書き込むということについて承知をいたしました。それで、一つは4ページ目のところで、石炭火力の話というところがございましたが、1点、私のほうもそのガイドラインは本文なのかどうかという話は以前にもさせていただいたと思うんですけども、ここでのご意見についてはガイドラインおよびその附帯する文書全部、チェックリストほかFAQほか含めて記載しないという方針を持っているという、そういう理解でいいのかというのが1点目です。

2点目、同じページの1.3のところ、一定規模を超えるGHG総排出量が見込まれる事業では、事業実施前に推計可能か検討するという事ではあるんですけども、この部分については、ほかサプライチェーン化の部分が入っていると思うんですけども、スコープ1、2およびもしくは一部のスコープ3、どの部分について行うかどうかというのは、今この時点では言及をしていないという理解でいいのかどうか。これは先ほどの持田委員のご質問とも関連するかもしれないんですけども、どのバウンダリーまでするのかということと、逆に、その総排出量が一定規模を超えることが見込まれる事業の中で推計可能でないようなプロジェクトというのがどういうものを想定しているのか、もし、我々のほうで理解を促進するためにお答えいただければ幸いです。

3点目が、5ページ目の助言の7のところ、個別事業と国ごとの気候変動政策の整合性は、ガイドラインとは別の枠組みでプロジェクト形成の一環として確認するという事なんですけども、多分ここについては先ほどの総排出量と関連して、総排出量がNDCsに影響を与えるかどうかということの確認という事項だと思うので、ベースとなるものはこの先ほどの総排出量の評価と一体であるというふうに思っているんですけども、それとは別のプロセスで別途確認しますと、そういう理解でいいのかどうか、この点をお伺いできればと思います。

すみません、最後4点目だと思いますが、9ページのところで助言7に対してカテゴリA案件の環境レビュー前のEIA報告書の公開に関して、承認版もしくは承認担当省庁提出版ということである一方で、次の10ページのところでは、協調融資の案件については公開期間を合致させる選択肢を取るというふうにしているんですけども、ここは協調融資の場合は公開対象もしくは公開のタイミングも含めて、平仄を合わせる選択肢を持つ、そういう理解でいいのかどうか、そこについてお伺いできれば幸いです。

以上です。

○原嶋座長 よろしいですか。

○加藤 JICA審査部、加藤です。

最初にご質問いただきました石炭火力につきましては、ご理解のとおりです。ガイドラインおよびそれに附帯するFAQ等の文書を含めて記載する想定ではなく、ガイドラインとは別の日本政府とJICAの方針のすり合わせの中で、確認をしていくものと捉えております。

続きまして、GHG排出の推計についての議論でございますけれども、ここはスコープ1、2、3、そういったところも全て含めて、推計可能かというところを現在検討をしているところでございます。従って、推計可能でないところがどういうところかというところも含めて、JICAとして実務的に対応可能かという点について、今、確認を行っています。

また、ご質問いただいた個別のGHG排出量の国ごとの方針との兼ね合いというところは、ご理解のとおり、個別の事業から出る総排出量が、NDCsに照らしてどのように捉えられるかという議論というご理解で結構だと思いますけれども、環境社会配慮ガイドラインに基づく枠組みと、上位の政策とのすり合わせというものは、お互いに線が引かれているというところをここで強調したいという意図でございます。

最後に、EIAの報告書の公開のところでございますけれども、当該機関と合致させるというところの議論は、公開する期間についてのすり合わせの意図でございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○原嶋座長 杉本委員、いかがでございましょうか。

○杉本委員 ありがとうございます。

1点だけ、最後のところなんですけれども、公開のタイミング……いつから公開するのかというのも協調融資先と平仄を合わせるという理解で、そのタイミングまでに何ができていくかというのものもあるのかもしれないんですけども、公開のタイミングも120日以外の場合にはそれと同じ日から公開をし、協調融資先と同じ日に終わるという、そういう形で行う選択肢を可能とするという、そういう理解でよろしいんですねという確認だったんです。すみません、念のためでございます。

○原嶋座長 じゃ、今の点もう1度、この後ちょっと休憩がありますので、その後もう1度明確にお答えさせていただきますので、一旦承りますのでよろしいでしょうか。

○杉本委員 はい、承知しました。ありがとうございます。

○原嶋座長 それでは、まず、今の点を残しまして、続きまして、田辺委員、聞こえますか。よろしくをお願いします。

○田辺委員 私から4点ございまして、一つは、4ページ目のほうでガイドラインというのは特定のセクターへの支援を言及するものではないというふうに書きつつも、2ページ目のほうで質の高いインフラ投資の推進に関して、インフラ投資の統合を言及すると書いています。ガイドラインはインフラ案件以外にも適用されるので、インフラセクターだけに特定するということが、この二つの書きぶりで矛盾が生じていないかどうかというのが1点目です。

それから、2点目は、6ページ目の個別の事業形成段階でのGHG排出の代替案の検討、同一セクター、同一規模で利用可能な技術を勧案するということなんですが、他方で、現状、石炭火力なんかの案件では、再エネとの比較や分析等を行うことになっている案件もあり、現実にはプラクティスとしても、マタバリフェーズ2なんかでは再エネとの比較も行っていますので、必ずしもこのことが、該当はしていないと思っております。

3点目は、協調融資先との公開期間の合致、10ページ目ですが、協調融資先として例えば世銀とかADBとか我々も想定し得るんですが、仮にこれが途上国の金融機関との協調融資ということを想定すると、公開期間がない場合や公開期間が極めて短い場合というのが想定されますので、これを規定するのであれば、少なくとも協調融資先というのをきちんと日本が出資する国際機関等とか、明確にして頂きたいと思っております。

海投の公開期間だけを短くするということなんですが、海投だけを短くする根拠が分かりませんでした。この公開ルールが海投においてボトルネックになっているのかどうかというのが、まず大きなポイントでして、この海投のプロセスにおいては助言委員会のほかにも海投委員会とかいろんな審議プロセスがございますので、この60日というルールにしたときに、NGOとか市民というのは結局60日というふうに公開期間が設定されて、60日以内に分析して声を上げようという話になってきますので、あまり実際のプラクティスと異なる日にちの設定をされると、説明責任上も問題になってきますし、実際のプロセスとの乖離というのも生じてきますので、海投については、きちんとプロセスを確認した上で60日というのが果たして適切なのかを検討していきたいと思っております。

最後の点ですが、モニタリング結果の公開については、基本的にはADBは公開しているので、相手国の了解なしに要件として追加するのは難しいということをおっしゃられたんですが、既に公開している機関がある以上、これはEIAの進捗状況のデータなので、これを前提として借りるということにすれば、別に追加的な要件じゃないので、ちょっとこの理由づけというのが明確にはわかりませんでした。ADBが公開している中で、それと同様のものが公開できない理由というのがちょっとわからなかったということです。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。

5点いただきましたので、実はこちらのほうの換気をする必要がございますので、今5点について、

中にはコメントという形で承るものもあると思いますけれども、換気といいますか休み明け後にご回答いただくということで、その後、日比委員、鈴木委員と続きましてご質問をいただきますので、こちらで一旦換気のための休憩を取らせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、おおむね10分ということで、3時10分程度に再開をお願いします。

15:03 休憩

15:11 再開

○原嶋座長 それでは、時間になりましたので、再開させていただきたいと思います。

音声、入っていますでしょうか。

まず、先ほど杉本委員から頂戴した公開期間に関わる、協調融資などの場合の公開期間に関わるご質問についての回答と、あと田辺委員から5点、多くはコメントということで承るものが多いと思いますけれども、それに対するJICA側のレスポンスをいただいた後、日比委員、鈴木委員のご質問を頂戴します。

それでは、加藤さん、お願いします。

○加藤 JICA審査部の加藤です。

杉本委員からいただきました、公開期間の合致に合わせて、タイミングも合わせていくかというところがございますけれども、基本的に相手国への迅速な支援を考えると、タイミングも合わせられれば良いと思いますけれども、公開する文書について、JICAがEIAの省庁提出版で、IFCは、また異なる環境社会配慮文書であったりとか、公開する文書も異なる可能性がありますので、必ずしも全てがタイミングを合わせられるかどうかというところはケース・バイ・ケースかと考えております。

取り急ぎ、杉本委員への回答は以上でございます。

引き続き、田辺委員のご質問についてでございますが、1点目は、企画部よりお答えさせていただきます。

○折田 企画部の折田でございます。

田辺委員の1点目のご質問ですが、石炭火力をその個別セクターに係る協力方針として記載しないとする一方で、2ページ目のところには、質の高いインフラというものが記載されていて矛盾しているのではないかというご質問をいただいたところです。特に包括検討などではこれまで議論・ご説明してきたところですが、ご承知のとおり、質の高いインフラは、もともと伊勢志摩原則に始まり、日本政府としては質の高いインフラ投資の原則としてG20で合意、個人セクターというより大きな政策の流れとして提示されてきているものです。そういう意味では、SDGs、パリ協定等のガイドライン内での取り扱いを検討してきたのとある意味レベル感で横並びにというか、国際潮流を受けた日本政府の大きな政策の一つとして受け止め、理解していただければよろしいのではないかと考えております。

○加藤 引き続きまして、個別のGHG排出について、代替案検討で同一セクター、同一規模という記載について、石炭火力と、それ以外の再エネとの検討の例も提示いただきプラクティスとしてもやっているというご指摘でございます。私どもとしては、基本のあるべき姿ということで、今回ご提案をさせていただいております。基本のあるべき姿としては、現実的な範囲での検討をすることが、個別の事業においては妥当ではないかという意図でございます。



引き続いて、協調融資先によっては、公開期間がなかったり、極めて短いという観点で限定をしたほうが良いというご指摘もいただきました。そういったところは、いただきました点も踏まえてどのような対応ができるか検討したいと思います。

また、海外投融資について公開期間を短くする根拠というところは、企画部よりご説明させていただきます。

○工藤 JICA企画部企画二課の工藤でございます。

基本的に海外投融資で参考になる世銀グループのIFCで、60日を公開期間としておりますので、基本的には、これを平仄をそろえる形にはなるのかなと思っていますし、過度に短い期間ともならないのかなと考えているところです。

以上です。

○加藤 そして、最後のモニタリング結果の公開のところでございます。国際機関においても、田辺委員に挙げていただいたように、まだ公開されているところはADBのみという点が一つと、また、バイの機関として二国間関係がある中で、相手国の了解なしに公開するという対応を通せるかという、バイの機関としての制約もあるというところもご理解いただければと思います。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。杉本委員、田辺委員、一応現段階での所見を頂戴しました。また詳細は今後詰める点があろうかと思えますけれども、一旦ご承知おきいただけますでしょうか。杉本委員。

○杉本委員 承知いたしました。ありがとうございます。

○原嶋座長 また、今後……

○田辺委員 ちょっと引き続き……

○原嶋座長 どうぞ。田辺委員、どうぞ。

○田辺委員 すみません。ちょっとクリアでない部分もあるので、引き続き議論させていただきたいと思っています。

○原嶋座長 また、多分今は方針としても、比較的原則論的なところで出てますので、今、田辺委員がいくつかおっしゃったような、やや例外ないし、それに類するような場合の取り扱いというのもまた詰めていく必要があろうかと思えますので、またご指摘いただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

続きまして、日比委員、聞こえますか。

○日比委員 聞こえます。

○原嶋座長 お願いします。

○日比委員 ご説明、ありがとうございます。

何点か、コメント、質問をさせていただければと思います。

まず、最初に、この特に現行を変えたいのは、全体の構造がどうなっているかというご説明を、以前にもしていただいたかなというふうには記憶しているんですが、非常にわかりやすかったかなと思ひまして、見直し後は、できればどの部分がどういう目的であるいは対象ニッチなのか、より明確に当初から記述していただくというのがよろしいのではないかなというふうには思いました。

JICAの責務とかホスト国に求める内容とかという枠組みのところですけども。

ただ、と言いつつ、例えばすぐホスト国に求めるというところで、例えでよく出てくる保護区では事業をしないという別紙2だったかと思うんですけども、条項なんかのところは、その報告の中では事業を実施しないっていうのは、これはどちらかという対象国、ホスト国の法律にちゃんとのっとってやりますという内容だと思いますので、それを特に保護区について取り上げて、ホスト国に、ちゃんと自分の国の法律を守れというのを求めているという位置づけだとすると、若干違和感があるのかなというふうに感じました。

もし、何か追加でご説明があれば、ちょっとお願いできればというのが1点目です。

それから、助言1で特に理念あるいは序文というところで、脱炭素ということについて、日本政府の方針でもあるので、触れていく方針ということについては非常にその方向でやっていただきたいと思います。

特に我が国の排出ということではありますけれども、2050年までにネットゼロを実現ということになってますので、そういった最終的にはやっぱり地球全体の気候変動をいかに2度あるいは1.5度以内に抑えるかということのうえで、このネットゼロという方針ですから、その大方針の下に、日本政府の事業としてやっていくうえで、どういうことをJICAで賛同してやっていかないといけないかというのは、このネットゼロも含めて、ちょっと考えていただき、理念に書き入れていただければいただきたいなというふうに思います。

それから、助言4ですか、特にその自然環境を次世代に受け継ぐとか、あるいは仙台防災枠組・レジリエンスというところが、個別のプロジェクトとの関係性が明確でないから、基本的には言及しないというようなことだったかと思うんですけども。

ちょっとそこ、一つには個別事業と関係性が具体的に明確でないからこそ、例えばその理念というところに、それを書き込む必要があるのではないかと。

特に自然環境というところは、またより具体的なガイドライン上の規約として出てくると思いますので、そこ関係性が明確でないから書かないというのは、ちょっと理由として私はよく理解できなかったもので、もう少し背景を教えていただければと思います。

それから、助言5のところですね。石炭火力のところで、先ほど田辺委員からもありましたけれども、個別のセクターを書くことはしないということなんですけれども、例えば現行のガイドラインでも、影響を及ぼしやすいセクターというのは、別紙でしたか、でも例示していますし、また石炭火力が、その気候変動インパクトあるいは排出源として、非常に大きなインパクトを持つということは、この手のため、異論がないのではないかなと、私は思っているんですけども。

つまり脱炭素社会というのを、1番理念として掲げている中で、その中で、それに1番逆行する事業をどうするかということ、具体的に記述しないというのは、私はそっちのほうがバランスを欠くというふうに考えました。

なので、ここの点については、再考をお願いしたいというふうに思います。

それから、助言6ですかね、排出量推計のところ、ここ助言6は、その推計についてのことが書かれているのであれなんですけれども、それはそれで推計についてだけを書いているという点では理解できるんですけども、ただこれまでのところ、全体を見て、どうJICAさんの事業が具体的に排出量の削減、これはこれまでの削減効果という、ベースライン的な削減効果というよりも、パリ協定の目標に向けてどう貢献するのか、そこに向けてどう排出量を減らしていくのかというものが、

今までのところこのJICAさんの方針の中では見えてこないな。

例えば、石炭火力については、言及しませんよということですし、推計のところも、これ推計はするんですけども、測るだけでは減りませんから当然ですけども、それを受けてどうするという考え方を、今後検討していく必要が、恐らく今後ということなのかもしれないですけども、検討していかないといけないだろうなというのがあるのと、特にスコープ2、スコープ3、難しいという意見もあったりするわけですけども、ただ民間企業セクターでは、既に多くの企業がこれを作り始めていますので、方法論もいろいろ出てきていますので、もちろどこまで精緻にやるかということにおいて、作業工程とかあるかと思うんですけども、全く評価しなくてもいいのかというのは、またちょっと別の問題なのかなというふうには思いますので、スコープ2、スコープ3も、ぜひ具体的に検討していただきたいなというふうに思いますね。

ちなみに、この助言6の方針のところ、特に排出測定を検討する場合は具体的に検討し記載するというのは、今そういう作業をされている、あるいはこれからこの見直しの作業の中でされるという理解で読んだんですけども、それでいいかどうか、ちょっと確認させてください。

それから、助言7で、特に上位計画との整合とか、あるいは二国間で取り決めがあって、なので個別プロジェクトが、それに整合しているかというのは、ガイドラインでは扱いませんというように理解したんですけども。

じゃ、それでいいのかなと。つまり、個別事業がそういう取り決め、つまり上位計画とあるいは二国間の取り決めが、脱炭素化に向けた取り決めをしているというのであれば、それに対して整合しているかどうかというのは、個別事業が脱炭素に向けた貢献をしているかどうかというチェック、評価、セーフガードの、まず最初の段階になるのではないのかなとは思いますが、それはもうやっているから、それを受けた前提でというよりも、それに対して整合しているのかどうかというのは、やはりセーフガード、ガイドラインとして必要な作業になるのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうかというところです。

それから、最後助言8では、これは代替案の検討の議論の中で、特に案件形成段階によって、それはどういう代替案を考えるとかは変わってくるんだということを書かれているというふうに理解したんですけども、では、例えばプラン段階であって、それを受けての個別事業なので、じゃ例えば発電所であったら、その同等の技術の枠内での比較をするんだという代替案検討するんだという言い方だと思うんですけども、一つにはそもそもマスタープランをJICAさんが担当を関わっているかどうかというのはわからないという点があるのかなと。

そうすると、そのマスタープラン自体が、日本の脱炭素に向けた方向性と整合しているのかどうかというのがわからないので、そこをチェックしないと、その事業自体が日本の援助に資するかどうかという、そういうチェックが利いてこないのではないかなということもあり得るかと思いたすので。

ここは代替案の議論のところ書かれてはいるんですけども、さっき申し上げたような二国間との取り決めも含めて、その事業は個別事業レベルだけで検討すればいいということにはならないだろう。特にこの気候変動においては、その個別事業の中だけでできることというのは、場合によっては限られると思いますので、そういう上位から下に向けてというところを立体的に評価せずにやっていきますというふうに言っているようにも聞こえて、そうしていくと、結局この環境社会配

慮ガイドラインでは、気候変動に対しては、特に対応しないということになりかねない。各事業にできることというのは、非常に限られていると思うんですよ。

たまたま昨日出た助言委員会の中でも、例えば火力発電所において、その発電所で使う電力を省エネしますというようなのが、排出削減、いわゆる環境配慮として出ていたんですけれども。

それはそれで重要でしょうけれども、非常に微々たるものであって、そこが多分、気候変動対策、二国間の援助においても本質的な対応ではないはずなので、それをやっぱりちゃんとどうやってCO<sub>2</sub>を確実に減らして、脱炭素に向けていくんだという、その道筋に貢献するのかわからないのかというのは、各段階において立体的に評価し、改めるべきところは改めるというメカニズムを、やっぱり入れていかないと、何も変わらずそのまま進むという構造に、今なろうとしているというのを非常に危惧いたします。

以上です。ありがとうございます。

○原嶋座長 どうもありがとうございました。多くの点、ご所見として頂戴いたしますけれども、逆に特に今の段階で、しっかり確認が必要なポイントというところは、どういうところだったか、ちょっと絞っていただきたいというふうに思うんですけれども、日比委員、いかがでしょうか。

○日比委員 わかりました。気候変動のところは全部関連しているところではあるんですけれども、一つは、事業レベルとかに分けて考えてしまうと、全体として十分気候変動対応緩和策とか、適用も含めてですけれども、事業案件形成のプロセス全体においてすべきことが、必ずしも対応されない、このガイドラインにおいて対応されない可能性があるかと。

たとえば上位計画における代替案の検討などは別の枠組みなんですよということだったとしても、その別の枠組みに必ずしもJICAなり日本政府が関与しているとは限らないですし、あと日本国のODA事業といっても、脱炭素というのはグローバルな課題でもありますから、二国間のことだけで決まることでもなく、日本政府としてのグローバルな方針もちゃんと持った上で、事業への適用を考えていかないといけない。そのような整合をどうするんだと。立体的に、単に案件形成ごとに行きとることをやるんですということではなくて、確実にCO<sub>2</sub>が……

○原嶋座長 日比委員、聞こえますか。ちょっと音声が届いていませんけれども、日比委員、聞こえますでしょうか。

○日比委員 つくっておかないといけないだろうということですよ。

○原嶋座長 ちょっと今、すみません。今、音声が届いていません。

単に案件形成ということのところまで頂戴しておりまして、その後聞き取れておらず。

○日比委員 そうですか。要は個別の案件形成の事業段階の中だけで、環境社会配慮あるいは影響評価をするのではなくて、繰り返しになりますけれども、全体的に、立体的にやるということによって、確実にCO<sub>2</sub>の排出を減らしていく、日本政府の目標であるネットゼロに向けて、どうその事業が貢献するのかわからないのか。しないのであればどうするのかというのが、明確にできるようなガイドラインにしないといけないのではないかとということです。

○原嶋座長 ありがとうございます。それで、今の点、特にいくつか大きく6点ぐらいいただきましたけれども、特に温暖化といいますか、脱炭素にJICAのガイドラインの中でどう貢献するのかという点がポイントとしてあったのかと思いますけれども、その点について何か一言。現在のJICAのガイドラインの中での考え方について、JICAの側から一言頂戴してよろしいでしょうか。

○折田 日比委員、ありがとうございます。原嶋座長が6点とおっしゃったのですが、私のメモだとちょっと9点になっていて、また後でご確認をさせていただければとは存じます。そして、これまでもご説明をさせていただいたことを一部繰り返すことになってしまい、日比委員におかれては、もしかしらお問い合わせいただいていることの回答には、必ずしも当たらないかもしれないのですが。

やはり、この環境ガイドライン自体が、事業を行っていくうえで負の影響を最小限にするための責務と手続、相手国に求める要件というものを示すためという目的で作成されているものである、というのが1点ございます。

今日、先般の宿題についてのご説明として、後づけながら休憩期間中にパワーポイントのほうもお送りさせていただいたところでそちらにも示されていますが、JICAが何をすべきか、何の事業をやるかということは、このガイドラインによって規定されているのではなくて、外交政策や日本政府の方針であったり、機構法であったり、それから各種実施方針なども定めていますが、そういったもので規定されているということでございます。

加えて、JICAがどんな事業を行うかについてのチェックシステムとしては、政府と一緒に動いておりますので、外務省のほうで設置している適正会議等をもって、一般にも公開してお諮りしている状況でございます。

そういう意味ですと、常に助言委員会等一この、助言委員会については今日もお話が出ていたが、恐らく日本だけが持っている、この10年間の積み重ねの大変緻密なシステムであると私は認識していますけれども一で各種ご意見を賜うことは、よりよいプロジェクトのために大変ワークしていると認識しています。一方で、このガイドライン自体の内容について、もしくはそのガイドラインを遵守しながら事業を進めているかについての議論は、JICAが何をやるのかを規定するという点ではないという点を、繰り返してご説明させていただくところではございます。

これに加えまして、気候変動対策室より少し補足をさせていただければと存じます。

○谷口 地球環境部気候変動対策室の谷口と申します。

先ほど、日比委員からご指摘いただいた点ですけれども、今の折田からのご説明ともちょっと重複するところがございますけれども、カーボンニュートラルですとか途上国におけるNDCとの整合性というところを、今般改定する環境社会配慮ガイドラインの中で、そこだけでチェックして、整合性を図っていくというのは、まあなかなか難しいものがあるのかなというふうに思っております。

JICAといたしましては、さきの菅総理の所信表明演説にもございましたけれども、日本政府の2050年カーボンニュートラルという方針も踏まえつつ、あるいは途上国のそのNDCとの整合性というところは、ガイドラインと別の形で確認するような形で、支援を、途上国の脱炭素社会への移行というのを支援しておりますし、特にパリ協定においても、長期戦略の策定というところが招請されておりますので、途上国の長期戦略の策定というのを支援できないかというところで、そちらについても別の形でフォローしているところでございます。以上です。

○原嶋座長 日比委員、いかがでございましょうか。ちょっと全体として、若干関心の範囲が少しずれがあるような感じがするんですけれども。もし今後はまた次回以降でございますので、少しポイントを絞って、ご指摘をいただくような機会があれば、大変こちらとしても対応がしやすいということですが、いかがでございましょうか。日比委員。

○日比委員 ありがとうございます。率直に申し上げて、議論はかみ合っていないのかなというふうには感じました。

やはりJICAさんもJICAさんの立場でできること、できないこともあるというのも承知のうえではあるんですけども、でも例えばですけども、これまでのガイドライン上でも、また例として保護区の規定を使うとわかりやすいのでそうしますけれども、実際案件が形成が進み、保護区にかぶさるんだけども案件を進めようというものが上がってきて、でもそれはガイドラインにおいて事業は原則実施できない保護区になりますということで、最終的に事業化しなかった例というのはあると思うんですね。

つまり、そこはやっぱりJICAとしてできること、できないこと、すべきこと、すべきでないことというのは、最終的にJICAが判断したかどうかは別にしても、それをホスト国と議論していく中でその事業をやりましょう、あるいはJICAとやるのは断念しますというふうにつながった例もあるので、必ずしも何をやるかやらないかについてJICAが決められないということではないのではないかな。環境社会配慮の観点からいえば、誰が決める、決めないということよりも、どういう条件であればJICAとしてはできる、あるいは環境影響を減らすために事業案件形成段階でできることは何か、それを、さっきも言いましたけれども上位計画との整合とかも含めて検討し判断する余地はあるのではないかなというふうには思います。これまでの例を見ても、それ実際にあったと思うので。

ですので、今のご回答というのは、私には理解が及ばないところがあったというのは正直なところなんですけれども。別途、より詳細の議論をする場があるのかなというふうに思いますので。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。いずれにせよ脱炭素とか自然保護ですね、こういったことに対する配慮ということですけども。ただ案件形成の段階に落とし込むのか、ガイドラインという枠組みに落とし込むのかというところが、ちょっと今、多分意見の不一致といいますか、若干齟齬があるようですので、ちょっと次回以降、またご指摘いただく形で議論を詰めさせていただくということでよろしいでしょうか。

○日比委員 はい。ありがとうございます。よろしくお願いします。

○原嶋座長 どちらかです、案件形成段階で落とし込んでいくのか、ガイドラインという枠組みで落とし込んでいくのかというところが、ちょっと少し意見が合わないような印象、私自身は受けましたので。

いずれにせよ対応としては共通しているのではないかと思いますけれども。また少し、今後の議論の課題とさせていただきたいと思います。

続きまして、鈴木委員、聞こえますか。すみません。鈴木克徳委員、聞こえますか。

○鈴木委員 はい。

○原嶋座長 お待たせして、すみません。

○鈴木委員 聞こえますでしょうか。

○原嶋座長 はい。お待たせしてすみません。よろしくお願いします。

○鈴木委員 まず最初に、異議申立の件数の件なんですけれども、私自身、IAMで議論したときに、やっぱりかなりの件数があるというような議論はされていたんで、これが累積の件数であったのか、それとも異議申立が正式に出されたものだけではなくて、異議申立に至るプロセスで意見を出され

たものか、そのあたりをもう1度調べ直してみたいと思います。正式な、正確な件数を言わずに100件程度とかというような言い方をしたのは申しわけなかったとっておりますし、私自身も調べ直してみたいと思います。

それから、まずこれまでに多くの皆さんからいろんな意見が出されていて、私の考えている部分とかなり重複している部分もあるので、そちらについてはまた次回以降、JICAのほうから具体的な案が出てきた段階で、議論をさせていただきたいと思います。

それ以外の部分として、一つは、7ページ、2.1の見直し手続の関係なんですけれども、新たなスキームがつけられた段階で、要するにFAQで対応するというようにご回答いただいていると思うんですけれども、ものの内容によって、極端な話、石炭火力外しますよみたいな国の方針が出たというのであれば、それについては、FAQで、これはもう扱わないようにしましたというような形で対応してもらっても済むと思うんですが、例えば先住民の計画みたいなものを先住民だけではなくて、脆弱な人々、地域において脆弱な立場にいる人々全体に広げるみたいな話をした場合には、果たしてFAQだけで対応できるようなものなんだろうか疑問に思います。

そのあたりの見直しのフレキシビリティということについて、どうお考えになっているのかなというのを、ひとつ教えていただきたいなと思いました。

それから、2点目として、これは11ページの2.4のところ、モニタリングの話なんですけれども、私、モニタリングの期間、ものによっては2年という期間では足りないから、もっと長期にモニタリングをする必要があるのではないだろうかということ指摘をさせていただいたんですけれども、これに対して、事業のモニタリングについては、結果は現行どおりとし、相手国の了解を前提に公開するとの話でした。JICAによるモニタリング結果の確認は、運用を通じて適切に行うということで、これは例えば道路のプロジェクトみたいなものは、供用開始後2年では、影響の確認みたいな話はなかなかできない場合が多いんですけれども、ここで書かれているのは、「適切に対応する」ということの中で、場合によっては長期にモニタリングを続けるというようなことを意図しておられるのかどうかということを確認させてもらえないだろうかというのが2点目です。

それから、3点目として、モニタリングに関して、先ほどの田辺委員のお話にもあったんですけれども、モニタリングを公開しているようなところもある中で、モニタリングは相手国政府の合意がなければ公開しませんといったときに、ではモニタリング結果を公開しないんですかと言われたときには、JICAの言い方としては、相手国政府が同意をしないから公開しないというような物の言い方になるのでしょうか。

果たして、それで相手に納得してもらえるのかなというあたりのご見解というのを教えていただきたいというのが、3点目です。

そのほか、一般的なコメントとしてなんですけれども、私が非常に大きな関心を持っているのが、異議申立をいかに回避するかということです。

そういった観点から、先ほど来、ご説明があるように、JICAの意思決定とか、そういった話が全てこの環境社会配慮ガイドラインの中で行われるものではないという説明は、そのとおりだと思いますが、実際に現地のほうの人たちが、そういったJICAのプロセスとか、政府の意思決定のプロセスみたいなものを全て了解して考えてくれるかということ、必ずしもそうはならないだろうと思います。多分、やっぱり環境影響評価の結果というものだけを見て、一体どうなっているのだろうか

考えるのではないだろうかと考えます。

従って、前から申し上げているのは、JICAの環境社会配慮ガイドラインの対象内にあるものだけをここに記載するというのではなくて、もっと別のプロセス、もっと上位のプロセスの中でこういった形で検討が行われているのか、そういった現場で異議申立につながるかもしれないようなことについても、ある程度何らかの形で情報提供するような、そういった仕組みというのは考えられないだろうかということ、何度かご提案をさせてもらっています。JICA環境社会配慮ガイドラインが本来扱う枠の中と外ということはあると思うんですけども、枠の外だから言及しなくていいということだと、異議申立はやっぱり出てくる恐れがあるので、その点について、どうお考えになっているかということについて教えていただくとありがたいなと思います。以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。私が了解したところが4点だと思いますけれども、よろしいですか。お願いします。

○加藤 JICA審査部、加藤です。先ほどのFAQ、また見直しのフレキシビリティという点に関するご指摘ですが、これから改定がされて10年のところで、どのような重大な変更が起こるかという点は、今のところ見通しが見つからないところではあります。

基本的には、これまでの10年の運用を見ていますと、10年の中で個別の環境社会配慮で対応しつつ、改定のプロセスにおいて、大きなものは反映をしていくということで対応はできておりますけれども、今後の10年のところで、どのような重大なところが起こるかというのは、そのときの状況に応じて考えるべき話かなと思っております。

今のところは、なかなか想定し切れないところではございます。

では、モニタリングを小島よりご説明します。

○小島 JICA審査部の小島です。モニタリングについてのご質問にお答えします。

モニタリングについては、円借款において、また無償においても、本来先方政府が実施すべきものなんですけれども、供用開始後2年後に行う事後評価のタイミングまでは、私たちがモニタリングの結果をきちんと確認するというような建てつけになっています。

それ以降、その頻度および長さについては審査の段階で先方政府と合意するというような形でございます。

先方政府が、もし心配でモニタリングをもう少し長くやるべきということであれば、理由とともに交渉して、その原則2年と申し上げた期間を長めに取ることは可能だと思いますが、今はそのような運用をしているというところではございます。

相手国が公開を了承しない場合の対応なんですけれども、言いわけに使っているというよりも、私たちとしては、現地の政府の皆さんと顔を合わせる際は、もう口酸っぱく「情報公開についてだけ」というようなことは申し上げるようにして、向こうも、先方も、そのような顔をされて、いつも同じ対話をしているんですけれども、何度となく繰り返し公開してほしいというところは、してくれない国に対して申し上げているところでございます。

以上です。

○折田 企画部の折田でございます。

最後の異議申立の回避については、鈴木委員のほうからは、何度かご発言のとおりの大変難しい深いお題というものをいただいております、構造自体も大変よくご理解いただいたうえでの、そ



のようなご提案という認識をしてございます。

こちらは、今後検討を継続していくとは思っていますが、一方で現地の方々から見たときには、そのガイドラインの中か外かということが、そんなにきっちりにご認識されるわけではないというのは、おっしゃるとおりではないかと考えます。そのときに、どういう形でステークホルダー協議なり、相手国の住民の説明なりが、説得力、納得感のある形で密に行われるかというところも、大変重要なのだらうと考えておりますので、そういう観点でも、引き続き検討させていただければと思います。

以上です。

○原嶋座長 鈴木委員、いかがでしょうか。とりわけ最後の点、情報の公開の仕組みを変えることによって、異議申立を未然に防止するというご指摘、再三いただいております、今後も少し具体的にご提案などいただければ大変ありがたいと思いますけれども、いかがでございましょうか。

○鈴木委員 今回のところはこれで結構だろうと思います。また後ほど、より具体的な議論をする場で議論をさせてもらえたらと思います。ありがとうございます。

○原嶋座長 はい。

杉田委員、聞こえますでしょうか。

○杉田委員 聞こえます。杉田でございます。ありがとうございます。

○原嶋座長 音声聞こえます。よろしくをお願いします。

○杉田委員 ありがとうございます。

若干細かくて本質からちょっと外れた質問になってしまうかもしれませんが、先ほど田辺委員からもご指摘がありました10ページの協調融資の場合のEIAの公開期間に関して、海外投融資についても60日だということ。その理由に、ADBの基準を出されたご説明は理解できたんですが、JICAさんの方針案の中に民間ビジネスの即応性というもう一つの要素も書かれておまして、次のページに、その海投というのは、円借款等のソブリン案件に比べてより迅速性が求められるという整理になっているんですが、個人的に申し上げますと、円借款、ソブリンであっても迅速さを求められるものというものはある中で、120日を60日にするという理由づけとして、ほかのファイナンスと歩調を合わせるということに加えて、**敢えて**民間ビジネスの即応性を挙げられているのが、ちょっと気になったものですから指摘をさせていただいております。

何か、お考えがあれば、お聞かせいただきたいということでございます。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。それでは、次に。

山谷委員、聞こえますでしょうか。

○山谷委員 はい、山谷です。

○原嶋座長 では、まず山谷委員、ご質問いただいて、まとめて回答いただきますので、山谷委員、お願いします。

○山谷委員 はい。了解しました。

質問というよりは、コメントなんですけど、先ほどお配りいただいたメールで添付で頂いた資料を見て、ちょっと気づいて、今さらという話で申しわけないんですけど。

やはり、話、議論が運用の話と制度・仕組みの話、これ分けられたほうがすっきりするのではな

いかなと思うんですね。いわゆるJICAというのは独立行政法人ですので、その枠組みの中でできること、できないことが決まっておりますし、情報公開に関しましても独立行政法人の法律、ございますよね、情報公開に関する。あれ仕掛け・仕組みにのっかってやらざるを得ない。

そうなってくると、いろんなご注文とかご意見とかあるにしても、それがJICAができるかできないかというところが、そこら辺で決まってくるんだらうと思うんです。これ、モニタリングの話も、やはりそういうところがあって、そのこのところを整理しないと、何かこう、私ちょっと門外漢なところがありますので、議論が全く見えてこないところがありまして、一体何のお話をされているのかというのが、どうも理解がわからない。

恐らくそれはやっぱり、先ほど申し上げたように運用の話と制度・仕組みの話が同じレベルで同時に出てきているので、そこが整理つかない。こういう話なんだろうなと思いました。コメントでございます。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。確かにご指摘のとおり、そのあたりの仕分けを順々にしていく必要があるかと思えますので、コメントとして頂戴いたします。どうもありがとうございます。

あと先ほどの杉田委員からのご指摘の点ですね……

○工藤 JICA企画部、工藤よりご回答させていただきます。

円借款と海外投融資、両方とも迅速性が重要だということはあろうかと思えます。

他方で、特に海外投融資については、民間向け、ソブリンではないということもあって、特に民間のビジネスにも悪影響を与えないように60日を世銀グループのIFCと平仄をそろえることが適切かなと考えているところではあります。

民間ビジネス、即応性に物すごい意図があるというよりも、今申し上げたようなことかなと考えておりますし、円借款についても迅速性が不必要ということを言っているわけではないということになります。

以上です。

○原嶋座長 それでは、織田委員、聞こえますか。

○織田委員 はい、聞こえます。聞こえますか。

○原嶋座長 聞こえます。できましたら、手短によろしくお願いします。

○織田委員 わかりました。私の質問は、1点だけですが、2ページの最後の行から3ページにかけて、ジェンダーについて、いろいろお考えをお示しいただきまして「ジェンダー平等」を理念に追記するという事について大いに歓迎するものです。

確かめたいのは、最後のところで環境社会配慮ガイドラインでは、個別事業におけるジェンダー平等に関する負の影響を排除するように対応するとありまして、この考え方をお示しいただきましてよくわかりましたが、この考えをどういう形でお示しいただくことになるのかというのが、ちょっとよくわからない。ここでは理解しますが、この後のほかのテーマ別の論点に関しましても出てくると思いますが、そのときに、一々確かめるといのはちょっと煩雑だと思いますので、そのことをまとめてきちんと示すようなところ、この特にジェンダー平等に関する負の影響を排除するというところを、どこで示すのかというのが、もしお決まりになっていたら教えていただきたいと思

います。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。

○加藤 JICA審査部、加藤です。基本的には負の影響を排除する観点で、ステークホルダー協議、社会的弱者への配慮という文脈で、「ジェンダー平等」を反映をしていくものとして、内部でも議論をしているところでございます。

ここで、ご理解いただきたい点は、「ジェンダー主流化」で意図するポジティブにプロジェクトの中で女性の参画をどのように進めていくかというところを考えていく横串のアプローチは、また別の枠組みであり、言い換えれば案件の裨益効果をジェンダー平等の観点で進めていくという観点は、別の枠組みで取り扱っておりますので、ガイドラインではジェンダー平等に関する負の影響を排除するという観点で取り扱いたいと考えております。

以上です。

○原嶋座長 ガイドラインの中で触れていこうという、今お考えだというふうに理解いたしましたけれども、織田委員、よろしいでしょうか。

○織田委員 ジェンダー主流化につきましては、当初からおっしゃっていただきましたことでもありますし了解いたしております。ただ、今回、書かれているその「負の影響を排除」ということにつきましては、今おっしゃられたステークホルダーミーティングへの参加だけでなく、次回の議題に上がるかと思いますが、セクシャルハラスメントのような新しい文言を、どういう形で入れるかということ、これはまさにそのジェンダー平等に関する負の影響になると思いますので、そういうことを入れるということが、既にわかるように書かれているのか、これから書かれる予定があるのかどうかということを伺いたかったのです。

でも、個々のところでも、1回、1回やっていくということであれば、私もまたそのように個々のテーマごとに意見を述べさせていただくように考えたいと思います。

ありがとうございました。

○原嶋座長 それでは、会議室でご参加の委員の方々に、コメントございましたら頂戴いたしますけれども、いかがでしょうか。

どうぞ。

○村山委員 大分時間が過ぎているので、可能であれば、個別のコメントがいくつかあるので、記述をさせていただいたものをお送りして、それについて次の機会になるかわかりませんが、お答えいただくという形がもし取れるのであれば、その形にさせていただきたいと思います。

大きなところとしては、先ほど山谷委員がおっしゃったことにも関係しますが、今回初めてJICAの方針という形でおまとめいただいて、議論が本格的になるというところだと思うんですけども、この中に、運用も含めた方針と具体的にガイドラインに書き込まれる内容が混在をしていて、どの点がガイドラインに含まれるのか。具体的に書いてあるところもあるんですが、よくわからないところもあるんですね。

そのあたり、恐らく今後仕分けをしていただく必要があるかなと思いました。これが一つです。

あと、かなり議論の中でもFAQの位置づけが重くなってきている気がしまして、実際前回の改定の後、5年程度経ってから助言委員会が中心になってFAQがつくられたと理解をしていますが、内

容的にそのFAQ、いわゆるFAQ的な解説の部分と具体的な運用の部分が、この中にも混在しているような気がします。

今のところガイドラインの項目の中にFAQの存在は記載されてなくて、位置づけがある意味不安定な状況のように思います。

そういう意味では、今回の改定でFAQの位置づけをより明確にするという方向が、一つあるのかなと思います。FAQの策定とか見直しのプロセスを含めて、具体的な内容についてガイドラインで記載をするというのが、短い文言でいいと思うんですが。何かそういうことも必要ではないかなと思っております。

以上です。

○原嶋座長 今、重要な点で、詳細な点についてはまたちょっと別な形で情報提供いただくということ、後ほどちょっと確認させていただきたいと思います。

八木委員、もしありましたら。

よろしいですか。

それでは、ちょっと今いくつかいただいておりますので、一旦ここで換気のための休憩をさせていただいた後、残りの部分についてご説明いただいて、まとめて議論をさせていただきたいと思います。

それでは、4時10分まで換気のための休憩を取らせていただきます。よろしくお願いいたします。

16:02 休憩

16:11 再開

○原嶋座長 聞こえますでしょうか。原嶋でございます。音声、聞こえますでしょうか。

それでは、時間になりましたので再開をさせていただきたいと思います。

11ページ以降のJICA方針案のご説明を頂戴した後、まとめてご意見を頂戴していきたいと思えます。残念ながら時間の制約もございますので、その後の対応については、また、事務局のほうでご議論いただいて、次回の議題とともに検討させていただきますので、何らかの形で皆さんのお持ちの所見についてはまた承るような形を考えておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から、まず、11ページからの説明になります。よろしくお願いいたします。

○小島 JICA審査部の小島です。

テーマ③と④について一気に説明させていただきます。お手元の資料11ページの中盤辺りからご覧いただければと思います。

まず、テーマ③、国際基準、審査方法についてです。

論点3.1、ESFのリスク分類に関する助言1に関連して、意見を70から74にかけて5ついただいています。助言も意見も、いただいた意見も現行のカテゴリ分類の在り方の継続を示唆していただいているというところがございます。

当方としても、現在のA、B、C、それとFIのカテゴリ分類を継続したいというふうに考えています。ただし、協調融資の際の調整は、意見いただいていたように必要になるというところがございます。

1点、黒木委員から物理的住民移転対象者がカテゴリ分類の対象になっているというようなご指摘いただいています。私たちもカテゴリ分類する際に物理的住民移転数のみを参照しているわけで

はないというところでございます。

続きまして、論点3.2、先方が満たすべき要件として、ESSとの関係、それと論点3.3、民間連携事業に関する助言2についてご意見を75、76と二ついただいています。

私たち、いただいた助言のとおり、世銀グループと大きな乖離がないというふうな方針で考えたいと考えています。

内容としては、ESSについても、IFCのPSについても大きな差異はないことから、私たちの事業の性格によってどちらかを確認したいと思います。このことは、既存のFAQにも書いてあるところでございます。

黒木委員からもそのほか準用すべき基準についても考えるべきというところでございます。例えば、飲料水だとWHOなどがガイドラインを出していますので、それなどを参照したり、先方政府や日本の基準なども踏まえて個々の基準については考えていくことになるのかなと思っています。

続きまして、論点3.4、E/S借款に関する助言3に関して意見を77番、78番というところで二ついただいています。

当方としましては、E/S借款期間中に影響が発生することが予見される場合は、E/S借款供与前に環境レビューを行うというふうに考えています。

続きまして、論点3.5、FIについての助言4番ですね。79から81にかけて意見を3ついただいています。

私たちとしては、現行の規定、これはJICAガイドラインの13ページの(4)カテゴリFIプロジェクト3ポツにあるんですけども、それを継続したいと考えています。カテゴリAのサブプロジェクトは通常のカテゴリAで求められるものと同様の環境レビューおよび情報公開を行うというふうに規定されております。FI案件における累積的影響も合理的な範囲で踏まえる考えでございまして。

黒木委員からIFCにおいてFI案件が課題が多いというような、評価されているというようなご指摘をいただいています。調べられる範囲で私たち、わかったことなんですけれども、IFCにおいてはFIに分類される案件が私たちと比べてかなり多いということと、IFCにおいてサブプロジェクトがカテゴリAと分類された場合、IFCがそれを審査する規定がないというところから問題が生じているのではないかとというふうに考えています。

続きまして、テーマ④、環境社会影響評価および代替案検討のところの説明に入らせていただきます。

論点4.1です、変わって4.1、ESCPと4.2、ESIAの内容について、82番から85番まで4つの意見をいただいております。

私たちとしては、ESCPについては、これは、すみません、環境社会配慮履行計画というふうに世銀では呼ばれているものでございます。これの導入については、JICAでは環境レビュー時に相手国のコミットメントを確認し、必要な書類の情報公開や案件の進捗管理を行っています、これによってESCPを代替できるのではないかと考えていることから、世銀が導入したESCPをそのまま私たちも、というような考えは今のところありません。

黒木委員からのご質問、いくつかいただいています。それにお答えしますと、現在、私たちにおいてモニタリング対象案件は300件程度常時あります。コロナ以前は、管理ミッションというものはほかの業務と兼務で行くことが多かったのですが、ざっと言うと、年間50件ぐらい現地に行って、管

理も含めて見てきているというようなところで運用していました。

技術協力という形では、年大体2回ほど本邦研修というのを行って途上国の環境社会配慮に関する行政官を日本に招聘して研修をやったりしています。

それ以外にも、いくつか技プロを実施しているほか、カテゴリAの案件のコンサルタントサービスの多くには環境社会配慮というものが含まれています。

続きまして、論点4.3、相手国フレームワークについての助言4と5に対して86から88にかけて3つの意見をいただいています。

ここですね、まずは、相手国の能力開発が必要ということで様々な研修や技術協力、調査の中で団員を派遣したり、コンサルタントサービスを実施したりしているところでございます。今後も同じ方針でございます。

ここ、世銀においては、相手国のフレームワーク、つまり、相手国の制度に完全にのっかって環境審査をやるというような仕組みがあるんですけども、私たちが知る限り世銀でそれを運用したのはないというところでございます。

論点4.4、不可分一体、それと派生的二次的、累積的影響について助言、89から96番にかけて8ついただいています。

私たちとしては、不可分一体については、現行のFAQに記載されていることを変えないというような運用を考えています。派生的二次的、累積的影響についての範囲については、合理的というような言葉でその範囲を規定するのが適切かなというふうに考えているところでございます。

論点4.5です。費用便益の定量化についての助言9および10でございます。97から100にかけて4つの意見をいただいております。

大きな、大型案件についてはGHGも含めて費用便益の定量化の対象としております。なお、標準的な便益項目については、私たちとしても内部マニュアルとして整備して定量化しようということは既に実施済みでございます。

最後、論点4.6、ゼロオプションについてでございます。助言の11と12について、101から103にかけて3つの意見をいただいています。

当方が承知する限り、ゼロオプションという考え方は日本の環境影響評価法との関係から出てきた概念と考えています。これを先方政府に説明して理解を得るといことはなかなか骨折れるところではありますので、これをそのまま導入するというようなことはしないというふうに考えています。

ただ、何もしない案というのは従来からこれまでも検討の対象に含めていますので、それは引き続き実施するところでございます。

代替案の検討すべき範囲の広さという点では、個別事業によって異なることは諮問委員の皆さん、助言委員の皆さんには理解いただきたいところでございます。

以上が、非常に短くですが、テーマ③と④の私たちの考え方でございます。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございました。

それでは、オンラインでご参加の委員の皆様からコメントを頂戴したいと思います。

田辺委員、お願いします。聞こえますか。

○田辺委員 田辺です。

○原嶋座長 よろしくお願ひします。

○田辺委員 はい、今回は1点のみです。12ページのE/S借款についてですが、例外的に影響が発生することが予見される場合にはE/S借款前に環境レビューを行うということですが、我々が問題にしているのは、予見しなかったときに、しなかったにも関わらず実際に問題が起こってしまったときに、これはモニタリングの対象ではないというふうに言われているので問題になっているというふう理解しておりますので、予見しなかった場合に実際にその影響が、問題が起こったときにどうするかということを書きちゃんとガイドラインに書いて頂きたいという趣旨で、それには対応していないというふう理解していますが、いかがでしょうか。

○原嶋座長 ありがとうございます。ほか、後ほどレスポンスいただきますので、ほかにオンラインでご参加の委員の皆様、ご意見ございましたら頂戴いたします。

黒木委員、どうぞ。聞こえますか。

○黒木委員 聞こえます。オリエンタルコンサルタンツグローバルの黒木です。

15ページの4.5のところ、便益評価のところ、内部マニュアルにあるということですので、私、それを初めて知ったんですけれども、こういったものは、ぜひ、出していただいて、TORの段階から書き込んでいただくなどしてスムーズに我々が代替評価とか、便益評価などできれば良いと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○原嶋座長 はい、ありがとうございます。よろしいですか。

ほか、まとめてレスポンスいただきますので、今、2点、田辺委員、黒木委員からいただきました。ほかのオンラインでご参加の委員の皆様、ございますでしょうか。

あと、それでは、会議室でご参加の委員の皆様、今の2番目のテーマですね、ございましたら頂戴いたしますけれども、いかがでございましょうか。

それでは、JICAの側から2点、田辺委員からE/S借款の問題と、黒木委員からの内部マニュアルの点、お願ひします。

○小島 審査部、小島です。本件、企画のほうから答えていただきます。

○工藤 JICA企画部の工藤です。

1点目のE/S借款につきまして、予見しなかった場合の対応をガイドラインに書いてほしいというご意見と承りました。

そのままガイドラインに書くか、もしくは、FAQに書くかも含めて検討させていただきたいと思ひます。

2点目ですけれども、IRRのマニュアルを出してほしいという黒木委員のご指摘かと思ひます。

我々の認識というか、プロセスとしまして、コンサルタントさんが公示をしている段階でJICAから貸与しております。契約締結に至った段階で配布という形にしておりますので、内部の資料であります、受注したコンサルタントさんには基本的には配布を行っているという理解でおります。

以上です。

○原嶋座長 黒木委員、いかがでございましょうか。黒木委員、聞こえますでしょうか。

○黒木委員 ちょっとその便益評価というところで環境で使うようなものが何かというのは、私も承知していないところでしたので、社内でも聞いてみて、そういうものがあるかについては確認し

たく思っています。提供されているということであれば、承知しました。ありがとうございました。

○原嶋座長 ご確認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○黒木委員 ありがとうございます。

○原嶋座長 それでは、ほかのオンラインでご参加の委員の皆様、今日、大きく1のテーマと2のテーマについて、方針についてご説明をいただきました。これに対する委員個々の皆様のご意見、あるいは、反応というのがあることは必然でございますので、全体を通してご意見、今から頂戴いたします。これまでご発言を頂戴していないのは近藤委員ですね、あと、三宅委員、八木委員からはまだ頂戴しておりませんが、ほか、全委員を含めて全体を通じてご意見を頂戴いたしますけれども、いかがでございましょうか。オンラインでご参加の委員の皆様、いかがでございましょうか。

近藤委員、聞こえますでしょうか。

○近藤委員 座長、聞こえますでしょうか。

○原嶋座長 はい、聞こえます。よろしくお願いいたします。

○近藤委員 ありがとうございます。近藤でございます。本日はまた丁寧なご説明、ありがとうございました。

個別の話では、いつものことながら恐縮なんですけれども、個別の話というよりは、また、全体的なお話なんですけれども、冒頭にご説明いただいたガイドラインの位置づけで、あと、そのほかの資料、送っていただいたものなんですけれども、非常に全体像を把握するには有益だと思いました。

私もこれ拝見して、ガイドライン全体の中の位置づけというのが何となくイメージができるような気はしております、先ほど、休憩前に山谷委員からもお話あったように、やっぱり、政策、あるいは、制度的な話なのか、あるいは、運用面の話なのか、この絵を見ながら議論されている論点がどこに当てはめるものなのか、じゃ、このガイドラインに書き込むべき話なのか、その論点の是非というよりは、どこに入れるのが1番いいのかといった観点からの、座長もおっしゃったように、仕分けと申しますか、そういった作業、議論が今後は必要になってくるんじゃないのかというふうに思いました。

あと、先ほど休憩前に、直前に会議室のほうでご発言あったと思うんですが、すみません、お名前お伺いできていなかったんですけれども、FAQの位置づけですね。これ、確かに運用面の話をここで盛り込むというような位置づけのような気もしておりますけれども、ただ、今現在これがどういう位置づけになっているかというのは確かにはっきりしない面もあるのかもしれないので、せっかくこの機会にガイドライン本体とともにそれを補完する資料、あるいは、位置づけのものとしてFAQを取り扱うという、そういった整理をするいいきっかけになるのかなというふうには感じております。

以上でございます。

○原嶋座長 大変貴重なご意見、ありがとうございます。

FAQについては、実は、多分誰がFAQを決めるかという、そういうことも含めてあまり今のところクリアになっていない。むしろ、運用に役立てるという趣旨でつくってきたものですので、今後取り扱いについては、少し、名前も含めて考える必要があるかと思っております。ありがとうございます。



した。

ほか、ございますでしょうか。

八木委員、お願いします。

○八木委員 外務省の八木です。ありがとうございます。ご説明いただいて、近藤委員のほうからもご発言がありましたけれども、全く同感です。

今回、それぞれ論点の前半部分整理したうえで、JICAの方針を書きいただきました。次回、が後半部分について扱うことになるかと思えます。

そういう中で、今回ご説明をいただいて、皆さんも環境社会配慮ガイドラインがどういったものでどこに位置づけられ、何をすることが期待されているかということが分かってきたとすると、前回申し上げたように、実際に議論を進めていくうえで、建てつけやFAQも含めた構成を早めにお示しいただかないと、運用の話も含めた議論、意見がずっと出続けてしまい、時間的制約の中で議論がなかなか収れんしてこないのかなと、今日の意見のやり取りを聞いて思いました。

また、FAQについての位置づけについては、ガイドラインの内容を明確化をしたり、運用を定めているものであると、ご説明をいただいた限りでは理解しております。そうすると、この諮問委員会でのFAQの扱いについては、ガイドライン全体をどう考えるかというJICAの考え方を示していただく際に併せてお示しいただけるとよりいいのかなと思えますので、ご検討いただければと思います。

○原嶋座長 FAQの現在の状況について、一般的な、法律と政省令の関係みたいな感じではあるんですね。ただ、FAQが誰がつくる権限があるのかということがはっきりしていないというのが率直なところで、もし、その位置づけを高めるのであれば、誰が決めるかということもしっかりと決めなきゃいけないという段階がいつか来るかもしれないというふうに感じられました。

○加藤 JICA審査部の加藤です。

FAQについて、いま一度、現行ガイドラインでの位置づけをご説明しますと、FAQと名前にありますとおり、利用者の皆様の多くの方が質問、疑問に思われる点を答えるために作成された内容でございます。環境社会配慮の原則がガイドラインで書かれていますけれども、FAQはその運用を補完、補足している解説書と捉えていただいたらよろしいかと思っております。

今回の改定のプロセスでの取り扱いとしては、改定の方針において、ガイドラインで取り扱うものとFAQで取り扱うものというところは、ぜひ、諮問委員会の場で検討していただいて、ガイドラインに載せないけれども、ここはFAQに記載という大きな方針をいただいたところで、JICAとしては、その文案の作成を責任を持って行って、ガイドラインの施行に合わせていただいた骨組みを反映したFAQを公表するというように進めていきたいと考えております。

以上です。

○原嶋座長 これまでのところを含めていくつか課題が出てまいりましたけれども、日比委員、聞こえますでしょうか。

○日比委員 はい、聞こえます。

○原嶋座長 先ほどいくつか重要なご指摘いただいておりますけれども、今日、JICAの側から方針が示されておりますけれども、それに対する所見というのはどういう形で承ることがよろしいか、もし、お考えがあれば教えていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○日比委員 いや、どうでしょう、何か少しメモにまとめて提出させていただくとかでもいいですし、また、別途議論の場があるのであればと思ったんですけれども、ちょっとその辺のスケジュール的なことも含めて十分理解していないところもあるんですけれども。

○原嶋座長 もし、少し、文章ないし項目でまとめていただいたほうが多分受け取る側のほうも対応がしやすいと思いますので、そういうことは、もし、お願いできれば可能でしょうか。

○日比委員 はい、わかりました。では、そのようにさせていただきます。

○原嶋座長 今の同じような点ですけれども、田辺委員、木口委員、いかがでしょうか。

○田辺委員 承知しました。

○木口委員 了解です。

○原嶋座長 それでは、ちょっといくつか課題があって、FAQという名前がもう、そうなってくるとFAQという名前で耐えられるかどうかという感じはしていますので、そういうことも含めてご検討いただく必要があるかと思います。全体を通しましてご意見を頂戴したいと思います。最後になりますけれども、そろそろ時間的なこともありますけれども、ご意見ありましたら、三宅委員、聞こえますでしょうか。

○三宅委員 三宅です。聞こえております。

○原嶋座長 どうぞ。

○三宅委員 ありがとうございます。今回、初めてJICAさんのほうからこのガイドライン改定の方針が示されて、本格的な議論が始まって大分わかりやすくなってきたと思います。

前回は質問しましたけれども、仕上がり感はどうかということで、皆さん非常に緻密な議論と作業を進めておりますけれども、今あるガイドラインを、こういった緻密な議論を丁寧に取り上げるとかなり分厚い仕上がり感になると思うんです。JICAさんはどのように考えておられるのか、今のガイドラインは17ページですね、確か。そういったものが三、四十ページになるのかとか、あるいは、このガイドラインは基本原則のみの記載、本日の資料の最初に説明いただいておりますようにガイドラインは本当に基本原則、原則論だけにして、あとは、先ほどから議論されているようにFAQになると、今度はこのFAQをしっかりと位置づけて、先ほど八木室長が言われたように、このFAQにもいろんな種類があって、そのFAQのパターンとか、そういった構成をしっかりと緻密に議論していく必要もあると思っております。

こういうことについてJICAさんがどう考えておられるかご説明を頂戴できればと思います。

以上です。

○加藤 JICA審査部、加藤です。

ガイドラインについては、相手国の実施機関にも渡されますので、運用しやすいようにしたいと考えておまして、それほど詳しく細かいものになるとポイントを理解して対応していく範囲にも現実的に限りがありますので、基本的には現行のボリューム感を保ちながら、基本原則、ここは外せないというところをガイドラインによく盛り込んでおいて、そこで不明確なところはFAQに整理することとしたいと考えております。それぞれここは必ず入れるようにという点を諮問委員会の議論で確保、確認ができればと考えております。

以上です。

○原嶋座長 三宅委員、もう1度お願いします。今、音声が入り切れておりますので、もう1度お願い

します。

○三宅委員 聞こえておりますでしょうか。

○原嶋座長 ちょっと今音声途切れております。少し途切れぎみですので、もう1度お願いします。申しわけございません。

○三宅委員 今、聞こえておりますでしょうか。

○原嶋座長 はい、聞こえております。

○三宅委員 すみません、先ほどJICAさんのご説明で承知しましたので、引き続きよろしく願いいたします。

○原嶋座長 どうもありがとうございました。

それでは、傍聴室、お二方、今日いらっしゃるというふうに承知しておりますけれども、傍聴室の、どなたかスタッフいらっしゃいますか。傍聴室でもしご発言を希望される方いらっしゃいましたら頂戴したいと思っておりますけれども、傍聴室、聞こえますでしょうか。

○加藤(め) 聞こえております。傍聴室からご発言、特にございません。

○原嶋座長 どうもありがとうございました。

それでは、全体を通じてもう1度確認いたしますけれども……三宅委員、聞こえますか。ご発言、よろしいですかね、ご発言はこれで締切りとさせていただきます……

○三宅委員 結構です。手を下ろしております。

○原嶋座長 それでは、全体を通じまして再度ご発言ご希望があれば、今、頂戴いたしますけれども、サインを送っていただきたいと思っておりますけれども、いかがでございましょうか。

じゃ、村山委員、お願いします。

○村山委員 今までの議論でFAQ、これまでFAQと言われてきたものの位置づけが比較的明確になってきたように思います。

私自身としては、ガイドラインの中でFAQに当たるものの存在が明記されて、そこに具体的内容が別に書かれるということがはっきりしていればやや気楽に議論ができるかなと思うんですが、この改定委員会の中でFAQを細かく議論することは多分できないので、あくまでこういうことを盛り込むべきぐらいの程度で、その後の議論は別の場で進めていただくのが適切だと思います。

ただ、それをJICAだけでおやりになるのではなくて、前回も、改定が行われてから5年ぐらいでFAQができたと思うのですが、助言委員会の中でもかなり議論がされていますし、オープンな形で進めていただきたいと思っております。

以上です。

○原嶋座長 原嶋です。若干補足ですけれども、現在あるFAQは、村山委員が助言委員会の委員長でいらっしゃったときに村山委員長の下で内容的にはまとめたという、そういうご苦勞をさせていただいているということが背景にございますので申し上げます。

あと、私からは、そうなってくるとFAQが誰が決めるかということがとても重要になってきますので確認をお願いします。

それでは、よろしいでしょうか。

もし、ご発言ありましたら頂戴したいと思っておりますけれども、よろしいですか。

それでは、細かい点、いくつかございますけれども、私のほうから事務局にお願いをしたいとい

う点は、今日、JICAが方針を示していただいたということは大変良い機会だったというふうに思っております。これから本格的な議論ということで、次回、また4つの項目について詳細なお話が出てくると思いますけれども、いずれにしろ、これまでいろいろご意見をいただいておりますので、JICAの方針に対して委員の皆様も当然の反応があるかと思っておりますので、それをまた取り上げていただくような形を1度ご検討いただけないか、先ほど日比委員からは、場合によってはメモなどを作ってご提供いただけるという作業をしていただけるようなご厚意をいただいておりますので、それを尊重するような形をご検討いただけないかということでございます。

あと、本日、環境社会配慮ガイドラインの改定に関する諮問委員会ということでパワーポイントの資料を頂戴しております。これについては、可能であれば、今、委員の皆様にはご提供いただいておりますし、会議の資料としてほかのものと一緒に公開ができるかどうかもご検討いただいて善処していただきたい、この2点を申し上げますので、もし、何かこれに対してご反応があればお願いします。

○折田 大変深いご議論、ありがとうございます。今、いただきました2点、検討いたします。

後者につきましては、基本的には公表の形で位置づけられると思っておりますので、その方向で取り扱いたいと思っております。

以上です。

○原嶋座長 それでは、一応ここで、これまで本題の議論が締めくくりになりますので、この後、その他ということに移ってまいりますけれども、ここまです何かご発言ありましたら頂戴いたしますけれども、いかがでございましょうか。委員の皆様、いかがでございましょうか。

それでは、今日の議題にございました2番目ですね、環境社会配慮ガイドラインの改定方針、とりわけ、テーマ1から4についてございましたけれども、これで一旦締めくくりとさせていただきます。先ほどの宿題については、またご検討いただいて、ご報告いただきたいと思っております。

それでは、その他ということで日程等の確認でございます。

○古賀 ありがとうございます。

それでは、今後の予定を最後に説明させていただきます。

本日、第5回の諮問委員会を開催させていただきましたが、第6回につきましては、2021年2月10日、水曜日に本日と同じ時間で開催させていただきたいと考えております。

当初は1月5日に開催予定していたところでございますが、方針の検討に時間を要する見込みでございますので、2月と変更させていただきます。ご都合を合わせていただいております委員の皆様には大変申しわけなく、心よりお詫び申し上げます。

次回は2月10日、本日と同じようにJICA本部の会議室およびTeamsのオンラインでの開催を予定しております。

追加で、来年度の話になりますけれども、4月以降の諮問委員会の開催の日程をお知らせさせていただきます。こちらは追ってメールでも日程表を改めて流させていただきますが、基本的には4月から7月まで、毎月の第1週、もしくは第2週の火曜日の午後を想定してございますので、こちらもご参考までご連絡いたします。

以上でございます。

○原嶋座長 ありがとうございます。

今、日程の確認ということと、1月は飛ばすという形で2月ということと、今後の予定についてお示しいただきましたのでよろしくお願いいたします。

あとはよろしいですか。

それでは、どうもありがとうございました。

ほかに、最後になりましたけれども、もし、何かご発言、内容あるいは進め方を含めてご意見があれば頂戴いたしますけれども、いかがでございましょうか。

よろしいですか。会議室の皆様、よろしいでしょうか。

それでは、本日予定をしておりました内容につきましては一通り終えさせていただきました。大変進行にご協力いただきましてどうもありがとうございました。

諮問委員会は、今年、年内はこれで最後になりますので、少し早いですが、良いお年をお迎えくださいませ。

本日はどうもありがとうございました。

16:48 閉会